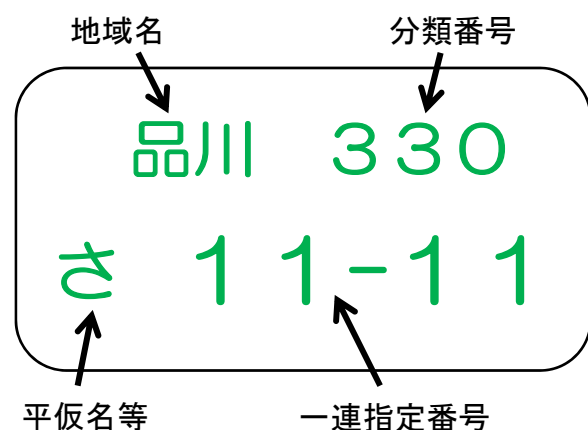


ナンバープレートについて

ナンバープレートの表示の意義

- 道路運送車両法第4条の規定により、自動車は、登録を受けたものでなければ、運行の用に供してはならないとされており、同法第11条第1項の規定により、登録を受けた自動車には国土交通大臣が通知する番号を記載したナンバープレートを取り付けなければならないとされている。
- また、軽自動車についても、同法第73条第1項の規定により、ナンバープレートを表示しなければ、運行の用に供してはならないとされている。

<ナンバープレートの表示内容等>



<ナンバープレートの種類>



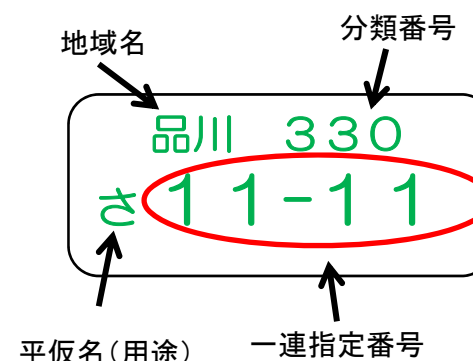
- **地域名**... 自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局、運輸監理部又は自動車検査登録事務所を表示する文字
 <例> 品川、練馬、足立
- **分類番号**... 自動車の種別及び用途による分類を表示する3けた以下のアラビア数字
 <例> 100...貨物自動車、300...普通乗用自動車、500...小型乗用自動車
- **平仮名等**... 自動車運送事業の用に供するかどうかの別等を表示する平仮名
 <例> 自家用: さ、す、せ、…、ろ、ろ 事業用: あ、い、う、え、か、…、こ、を レンタカー用: れ、わ
- **一連指定番号**... 4 けた以下の任意のアラビア数字

希望番号制度について

- 希望番号制度とは、自動車のナンバープレートのうち一連指定番号（右下図参照）について、申し出により所有者が希望する番号とすることができる制度である。
- 一部の番号については、特に人気が高いため、毎週1回抽選を行い、当選した者のみが取得できることとしている。

（抽選となっている番号の例）

1	7	8	88	333	555	777
888	1111	3333	5555	7777	8888	



1. 希望番号制度を活用できる対象車種

- 登録自動車（乗用車、バス、トラック、大型特殊自動車）の自家用・事業用
- 軽自動車（二輪車を除く）の自家用

2. 希望番号制度の手続き

- 希望する所有者は、交付代行者（国土交通大臣に代わりナンバープレートを交付する者として指定されたもの）に申し込み、希望する番号を予約する。（抽選の場合は当選した場合に限る。）
- 所有者は登録に際し、国に希望番号を予約している旨を伝えることにより、国は当該番号で登録を行う。
- 所有者は、交付代行者から当該番号のナンバープレートの交付を受ける。

3. 希望番号制度による交付手数料

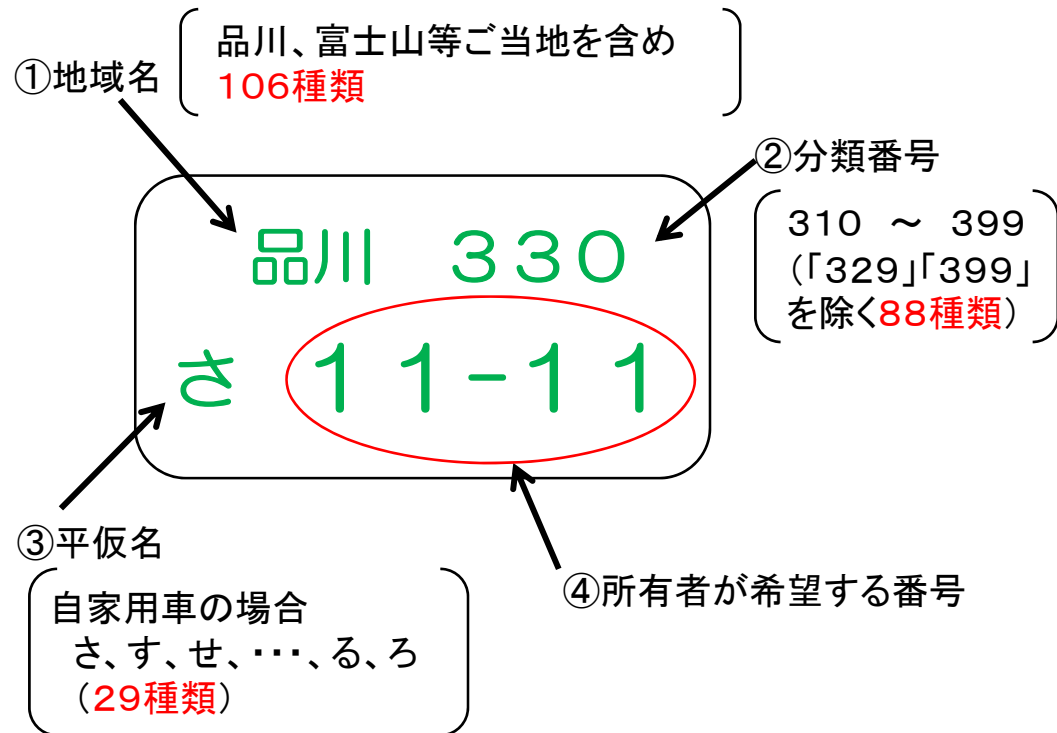
（中板、1組） 3, 860円～4, 400円（東京の場合：4, 100円）

参考：希望番号以外 1, 440円～1, 880円（東京の場合：1, 440円）

4. 希望番号を取得できる場合

新たに登録する場合（新車・中古車）、引越し等で地域名表示が変更になる場合、ご当地ナンバーに変更する場合、ナンバープレートが滅失・毀損した場合

希望番号の交付可能台数及び抽選対象について



○④について同一の番号は、全国で、
①106 × ②88 × ③29 = 270,512台分
設定することが可能。
(各地域単位では、2,610台分設定することが可能)

○しかしながら、一部の番号は人気が高いことから、早期に枯渇することを防ぐため、抽選により交付している。

(参考) 抽選対象の番号の例

1	7	8	88	333	555	777
888	1111	3333	5555	7777	8888	